

コーポレート・ガバナンス基本方針

第1章 総 則

(目的)

第1条 フルサト・マルカホールディングス（以下「当社」という。）は、当社およびフルサト・マルカグループ（以下「当社グループ」という。）が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことを目的に、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な方針を定める。

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当社は、当社グループを取り巻くステークホルダーや未来社会に対する責任を果たすため、公正で透明性の高い経営体制のもと、機動的・効率的な意思決定により、求心力あるグループ経営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでいく。

- ①株主の権利を尊重し、その権利を株主が適切に行使できる環境を整備するとともに、少數株主や外国人株主を含む株主の実質的な平等性の確保に取り組む。
- ②株主、従業員、顧客、取引先、地域社会を含むステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な事業活動倫理が尊重される企業文化の醸成に取り組む。
- ③正確な財務情報や有用性の高い非財務情報を法令等に基づき適切に開示するとともに、法令等に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。
- ④取締役会は、グループ本社の取締役会として当社グループが目指す方向性を示し、当社ならびにグループ各社に対する適切な経営管理を通して実効性のある監督機能を発揮し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促す。
- ⑤持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため、株主を含む様々なステークホルダーとの間で建設的な対話をを行うことに取り組む。

2 取締役会は、当社グループの戦略的な方向付けを行い、グループ経営資源の効率的な確保と適正な配分、資本政策の策定・実行等の役割を担うとともに、当社を含むグループ全体の内部統制システムの構築と運用の監督を行うことで、グループにおける経営上のリスクを的確に把握し、グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理体制の構築に取り組む。

3 当社は、当社グループの全ての社員が共有する経営の基本原則として、フルサト・マルカグループ理念『SLOGAN・VISION・MISSION・3VALUES・7STANDARDS』を定め、取締役会はその実践状況を適宜検証する。

【SLOGAN】“社会への宣言・合言葉”

「その手があったか」を、次々と。

【VISION】“実現したい未来”

「叶えたい」が、あふれる社会へ。

【MISSION】“日々果たすべき使命”

感動提案で今を拓き、変化の先まで伴走する。

【3VALUES】“3つの価値観”

(1) 「共創精神」自分とは異なる人やその考えを認め合い、意見を交えます

- (2) 「成長意欲」 常に成長を目指してチャレンジする意志を持ち続けます
- (3) 「自分事化」 誠心をもって向き合い、自ら行動を起こします

【7STANDARDS】 “グループ社員として思考・行動する際の 7 つの判断基準”

- (1) 関係法令・社会のルールを守り高い倫理観を持ちます
- (2) 人権を尊重し個人の尊厳を守り多様性を認め受け入れます
- (3) 持続可能なための環境社会活動の重要性を認識し積極的に取り組みます
- (4) 誠実を大切にし、いかなる時も公平公正に対応します
- (5) リスクを回避せずリスクテイクによるチャレンジの選択肢を考慮します
- (6) 公私の信用を高め、失うことのないよう誠心誠意つとめます
- (7) 仕事や活動に意義を持ち自己実現の欲求を通して成長します

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

- 第3条** 当社は、少数株主を含めたすべての株主の権利を尊重し、その権利行使が妨げられることがないよう適切な環境の整備に取り組む。
- 2 当社は、機関投資家や海外投資家による議決権行使に配慮し、議決権電子行使プラットフォームの利用環境を整備するとともに、英訳した招集通知を当社の Web サイトにて公開する。
 - 3 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において議決権行使等の株主権の行使を希望する場合は、信託銀行等とも協議等を行い、適切に対処する。
 - 4 当社は、大規模な希釈化をもたらすような資本調達を実施する場合には、その目的や既存株主に与える影響、内容などを取締役会において十分に審議のうえ決議するとともに、投資家・株主へ十分な説明を行う。

(株主総会)

- 第4条** 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること、および株主との建設的な対話の重要な場であることを踏まえて、株主が適切な判断を行うために有用と思われる情報を的確に提供するとともに、株主の意思が適切に経営に反映されるよう十分な環境整備を行う。
- 2 定時株主総会の招集通知は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、法定期日以前に発送するとともに、株主総会招集に係る取締役会決議後、速やかに TDnet や当社の Web サイトにて電子的に開示する。
 - 3 株主総会の開催日程は、より多くの株主が出席することにより、株主との建設的な対話が実現できるよう適切に設定する。

(反対票の分析)

- 第5条** 取締役会は、株主総会において可決された会社提案議案に対し、議決権行使数の 20%以上の反対票があった場合、その原因分析を行い、株主との対話の要否その他の対応について検討する。

(政策保有株式)

- 第6条** 当社は、長期的・安定的な取引関係の構築・維持・強化を図ることを目的として、上場株式の政策保有を行うことがある。
- 2 保有する株式の適否については、毎年、管理本部長が個別の政策保有株式について、保有目的の適切性や中長期的な経済合理性等を具体的に精査し、その内容を取締役会に報告し

審議する。

- 3 保有の適否の検証の結果、保有継続が適当でないと判断された政策保有株式は売却対象とし、政策保有株式の縮減に努める。
- 4 政策保有株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するか否かを判断し、適切に行使する。なお、議決権の行使により株主価値が毀損されると判断される場合には、肯定的な判断を行わないことで株主としての意思を表示する。
- 5 当社の株式を政策保有株式として保有する相手先から、売却等の意向が示された場合はその売却等を妨げないこととする。

(関連当事者間取引)

- 第7条** 当社が、取締役および主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、その取引が当社や株主共同の利益を損なうことのないよう取引内容を精査し、取引実績を取締役会に報告する。
- 2 当社と取締役の利益相反取引については、取締役会の決議事項とし、監査役会は、同取引において取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(様々なステークホルダーとの協働)

- 第8条** 当社は、フルサト・マルカグループ理念に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、株主のみならず、従業員、顧客、取引先、地域社会その他のステークホルダーとの適切な協働に努め、すべてのステークホルダーからの信頼を得て継続的な発展を目指す。
- 2 当社グループは、法令遵守に対する姿勢を明確にし、公正かつ適正な企業活動を行っていくことを目的に、「コンプライアンス・マニュアル」を定める。

(サステナビリティ課題への対応)

- 第9条** 当社は、当社の果たすべき社会的責任を認識し、気候変動などの環境問題、人権の尊重や取引先との公正・適正な取引、労働環境の整備などをはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に対して、将来におけるリスクの縮減のみならず、収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、基本方針を定め積極的に取り組む。

(多様性の確保)

- 第10条** 当社は、国籍・性別・信条の如何に関わらず、それぞれの立場や考え方を尊重するとともに、労働基準法、育児・介護休業法、女性活躍推進法等の関係法令を遵守し、多様な人材の能力が最大限発揮できるよう、男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組む。
- 2 経験・技能・キャリアが異なる人材が中核人材として活躍することは、当社の持続的な成長にも資するため、人物本位の採用により多様性の確保を推進する。

(内部者通報制度)

- 第11条** 当社は、倫理違反や法令違反行為等の早期発見および是正することを目的に、当社グループの社員等が直接通報することができる内部通報窓口（コンプライアンスライン）を設ける。
- 2 内部通報窓口は社内と、経営陣からの独立性が担保された外部の双方に設け、いずれの窓口の運用状況についても定期的な取締役会への報告を義務づける。
 - 3 内部者通報制度による通報をはじめ、監督官庁などの外部機関を含めた内外部窓口への

通報を行ったという事実を理由とした、通報者に対する不利益取扱いは一切行わない。

(企業年金資産の運用管理)

第 12 条 当社は、企業年金資産の積立金が適正に運用されるよう、適切な人材を育成・登用することで企業年金資産のアセットオーナーとしての専門性を高める。

第 4 章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示と透明性の確保)

第 13 条 当社は、ステークホルダーからの信頼の維持・向上および経営の透明性向上を図るためディスクロージャー・ポリシーを制定し、適時に、正確、公平、平易な情報開示を行う。

- 2 当社は、法令および東京証券取引所の規則で定められた情報を開示するほか、経営環境や業界動向など投資判断に必要な情報や、サステナビリティへの取組みや人的資本、知的財産等への投資など社会的要請が高いと判断される情報を開示する。
- 3 当社は、グローバルな資本市場からの企業評価を得るために、株主総会招集通知等の必要とされる情報を含めて、合理的な範囲において英語での情報開示に努める。

第 5 章 コーポレート・ガバナンス体制と取締役等の責務

(機関設計)

第 14 条 当社は、監査役会設置会社として経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、取締役会が経営監視機能を担い、経営執行機能については業務執行取締役が担う。また、過半数を独立社外監査役で構成する監査役会は監査機能を担うことで、経営の健全性を確保する。

(コーポレート・ガバナンス体制)

第 15 条 グループ本社である当社の取締役会は、経営執行機能の権限を合理的な範囲で傘下の事業会社に委任し、業務執行取締役を通じてグループ経営が適法・適正になされ、かつ期待した成果を上げているのかをモニタリングする監督機能の強化に努める。

- 2 当社は、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役会全体の機能強化ならびに意思決定の迅速化、業務の効率性を確保することを目的として執行役員制度を導入する。
- 3 当社は、役員等の選解任および役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保および説明責任の向上を図るため、取締役会の下に過半数を社外取締役が占める指名委員会ならびに報酬委員会を設置し、それぞれの委員長は社外取締役の中から委員の互選で定める。

(指名委員会ならびに報酬委員会の役割および構成)

第 16 条 当社の指名委員会は、当社および必要と判断する傘下の事業会社に関する次の事項について審議を行い、取締役会に審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行う。
①役員の選任および解任に関する株主総会付議事項
②代表取締役および役付取締役の選定および解職に関する事項
③当社の代表取締役社長を含む経営陣の後継者計画に関する事項
④その他上記各号に準ずる事項、および取締役会より諮問を受けた事項

2 報酬委員会は、当社および必要と判断する傘下の事業会社に関する次の事項について審議を行い、取締役会に審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行う。

- ①役員報酬の決定方針、手続き等に関する事項
- ②役員待遇等に関する重要な決定および変更に関する事項
- ③個別の役員報酬の報酬額に関する事項
- ④会社業績の評価、役員の職務評価に関する事項
- ⑤その他上記各号に準ずる事項、および取締役会より諮問を受けた事項

(取締役会の役割・責務)

- 第 17 条** 取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、実効的で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築し、ステークホルダーとの協働を確保しつつ、持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を図ることについて責任を負う。
- 2 取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めに基づき、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。
 - 3 取締役会は、経営監視機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営執行に係る意思決定を迅速に行うため、前項に定める事項を除く業務執行に係る権限を代表取締役社長に委任する。代表取締役社長は、業務執行に係る権限を、各業務を担当する取締役、ならびに執行役員に委任することができる。

(取締役会の構成)

- 第 18 条** 取締役の員数は、実効的な運営を行い、議論の活発化を図るため、定款で定める 10 名以内とし、取締役会は、当社グループの幅広い事業領域に相応しい、知識・経験・能力・多様性および経営戦略に照らして、取締役が備えるべき個別のスキルを有した業務執行取締役と社外取締役ならびに監査役で構成する。
- 2 当社は、当社グループにおける十分な意思疎通、および迅速な意思決定を図るとともに、グループガバナンスを強化する観点から、傘下の事業会社の取締役候補者をはじめ、傘下の事業会社と当社を兼務する取締役候補者を複数推薦する場合がある。
 - 3 社外の企業経営者（経験者を含む。）・法律専門家・会計専門家等、豊富な経験および見識を有する者による意見を、当社グループの経営方針、内部統制、リスクマネジメント等や業務執行の監督に適切に反映させるため複数（3 分の 1 以上）の独立社外取締役を選任する。

(取締役の選任)

- 第 19 条** 取締役候補者の選任は指名委員会で協議し、取締役会にその協議内容を報告し、取締役会の審議を経て決定する。取締役候補者には当社が定める取締役候補者の指名基準を充足する者を選任する。
- 2 社外取締役候補者については、当社の定める指名基準に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められる者を選任する。
 - 3 取締役会は、取締役候補者の選任理由を個人別に開示する。
 - 4 取締役が当社以外の会社の役員等を兼職する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行できる範囲に限ることとする。

(独立社外取締役の責務)

- 第 20 条** 独立社外取締役は、取締役会の重要な意思決定や、経営の成果および経営陣の業務執行状況を検証および評価することを通じて経営の監督を行うとともに、株主を含めたステークホルダーの意見を取り締役会に反映させることに加え、自らの経験と知見に基づく助言を行うことで、中長期的な企業価値の向上に貢献する。

- 2 独立社外取締役は、独立社外者のみで構成される協議の場を定期的に設け、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る。

(取締役会の実効性評価)

第 21 条 取締役会は、取締役会における意思決定および監督の実効性を担保するため、事業年度ごとに各取締役・監査役の自己評価を踏まえつつ、取締役会全体の評価を実施し、その結果の概要を開示する。

(監査役会の役割・責務)

第 22 条 監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、実効的で透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を確保するため、取締役会から独立した機関として、取締役の職務の執行を監査し、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限行使するなどの役割・責務を果たす。

- 2 監査役会は、取締役会が担う経営に対する監督機能が、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を促すべく適切に発揮されているかを監視し、必要に応じて経営陣に対して意見等を表明する。

(監査役会の構成)

第 23 条 監査役会は全ての監査役で構成する。監査役の員数は定款で定める 4 名以内とし、その過半数を独立性判断基準を満たす社外監査役とする。また、財務・会計および法律に関して十分な知見を有する者を含める。

(監査役の選任)

第 24 条 監査役候補者の選任は指名委員会で協議し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会にその協議内容を報告し、取締役会において決定する。監査役候補者には当社が定める監査役候補者の指名基準を充足する者を選任する。

- 2 社外監査役候補者については、指名基準に加え、当社および東京証券取引所の定める独立性基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる恐れがないと認められる者を選任する。
- 3 取締役会は、監査役候補者の選任理由を個人別に開示する。
- 4 監査役が当社以外の会社の役員等を兼職する場合、監査役としての善管注意義務および忠実義務を履行できる範囲に限ることとする。

(監査役会と外部会計監査人との連携)

第 25 条 監査役会は、独立性と専門性を有する外部会計監査人候補を選定し、その評価を適切に行うことともに、取締役会とも連携し十分な監査時間の確保や経営陣との面談機会の提供、不備・問題点の指摘に対する対応体制等を整備することで、適正で高品質な監査を確保する。

(社外取締役および監査役に対するサポート体制)

第 26 条 当社の社外取締役および監査役は、必要があるとき、または適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役員および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。

- 2 当社は、社外取締役および監査役に必要な情報を的確に提供するため、必要に応じて内部監査部門との連携を確保するなど、社内との連絡・調整にあたる部門または担当する者を選任する。
- 3 当社は、社外取締役および監査役からの求めがあれば、会社の費用で外部の専門家から

の助言を得ることを認める。

(取締役の解任基準および手続き)

第 27 条 当社の取締役が、公序良俗に反する行為を行った場合、健康上の理由から職務の継続が困難になった場合、職務を懈怠することにより著しく企業価値を毀損した場合、および当社の取締役選任基準を満たさなくなった場合は、その解任を指名委員会で審議のうえ、取締役会決議を経て解任議案を株主総会に上程する。

(役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針)

第 28 条 当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、次のとおりとする。

- ①役員報酬制度は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう報酬制度および報酬額等を設計する。取締役の報酬等は、月例報酬および役割・業績に応じて変動する賞与（社外取締役と監査役は対象外）、ならびに信託の仕組みを活用して当社株式等を交付等する信託型株式報酬（社外取締役と監査役ならびに国内非居住者は対象外）で構成する。
- ②取締役の報酬額は、比較可能な他企業の報酬水準を踏まえたうえで決定し、健全なインセンティブとして機能するよう、役位別に報酬等の種類ごとに適切な支給割合を設定する。
- ③報酬額は役職ごとの責務に応じて設定され、月例報酬は固定、賞与は対象事業年度の業績連動とし、信託型株式報酬は中期経営計画の達成度合いに応じて変動する仕組みとする。
- ④社外取締役を含む非常勤取締役および社外監査役を含む監査役の報酬等は、月例報酬（固定）のみの構成とする。
- ⑤各取締役の月例報酬および賞与は、総会決議による総報酬の範囲内で、③により算定された報酬額を報酬委員会で個別に審議し、取締役会の決議により決定する。
- ⑥信託型株式報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、中期経営計画の達成度合いにより算定された役位別ポイントを報酬委員会で個別に審議し、取締役会の決議により決定する。
- ⑦各監査役の月例報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役会の協議により決定する。
- ⑧月例報酬は毎月、賞与は年 1 回、金銭を給付する。信託型株式報酬は、付与された累積ポイントに基づき、退任時に当社株式の交付および金銭を給付する。なお、信託型株式報酬は、受益権確定日より前に当社の定める非違行為等（著しい任務懈怠・法令違反行為・機密情報等の漏えい等）に該当した取締役には、報酬委員会において当社株式の交付および金銭の給付の可否を審議し、取締役会によりその可否を決定する。また、受益権確定日以降、非違行為等に該当した場合には、算定基礎株式数に算定株価を乗じて得た額につき賠償を求めることができる。

(取締役等のトレーニング方針)

第 29 条 当社は、就任時および在任中継続的に、取締役等に対して、その役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得、更新に関する機会と費用の支援を提供する。

- 2 取締役等は、その責務を適切に果たすため、当社の業績動向、財務状態、法令や法的責任、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積む。

第6章 株主等との対話

(株主等との対話)

第30条 当社は、株主等との建設的な対話が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するように努め、建設的な対話を促進する責任者として、IRを統括する担当役員を指名する。

- 2 IRを統括する担当役員は、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する主要な株主と隨時対話するものとし、当該対話をを行うに際しては、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分留意するものとする。
- 3 対話を通じて得られた意見や情報等は、取締役や監査役、執行役員へ定期的に報告することで情報共有に努める。
- 4 当社は、当社グループの経営環境、経営戦略および財務・業績状況に関する情報につき、法律に定める開示に加え、IR活動やホームページでの音声・動画配信等を行うことで、情報開示の充実に向けた取り組みを行う。
- 5 当社は、未公表のインサイダー情報の漏洩を防止するため「ディスクロージャーポリシー」を策定し、IRにおける公平性の確保に取り組む。
- 6 経営戦略等の策定・公表にあたっては、事業ポートフォリオや資本コストを踏まえた収益計画に併せて、基本的な資本政策や投資戦略などの方針を示すことで、株主が理解しやすい説明を行うよう努める。

第7章 その他

(改 廃)

第31条 本方針の改廃は、取締役会において決定する。

(附則)

1. 2021年10月1日制定
2. 2023年4月17日改定